

序論

一 研究の目的

人間はいかに生きるべきかという問題を追究することは、倫理学にとって、最も重要な

課題の一つである。この課題に積極的かつ能
 動的にこそ取り組んでゆくためには、倫理学はま
 ず、人間の「生」の現実的な様態を把握しな
 ければならぬ。SeinからただちにSollenを抽
 出すること、言い換えれば、「いかに在るか」
 「いかに生きているか」について分析を、
 そのまま「かく在るべし」「かく生きるべし」
 という主張に転化してしまふことは、もとよ
 り妥当ではありえない。だが、自らの思惟が
 現実認識を欠いて（現実から乖離して）空転

するのを防ぎ、かく在るべし、かく生きるべし、
 という主張を単なる空想や幻想に終らせ
 ないようにするためには、倫理学は、つねに、
 人間が現にいかに在り、いかに生きてゐるか
 という点に注意をはらいながら、かく在るべし、
 かく生きるべし、という主張を構築してゆ
 かなければならない。

すでに多くの先達によつて言ひふるされて
 いるように、人間は、個々に孤立して存在し
 ている存在者ではなく、文字通り、人と人との
 間あひだ

人間じんかん的存在じんかん

でこそ在りかつ生きる。ことの出来る、いわば、
 現にいかになり、いかに生きてゐるかを探る
 ことには、彼らが人と人とのあり方でいかに在
 り、いかに生きてゐるかを追究することにな
 ければならぬ。すなわち、人間の、生なまの
 現実的な状態についての認識を踏まえつつ、
 その理想的な状態を探り出してゆこうといふ
 倫理的営為は、人間相互の關係がいかに在
 るかといふ点、および①それがいかに在るべき

かといふ点への洞察を内含していなければならぬ。

昨今の倫理学がそうした洞察を欠いてゐるわけではなからぬことは、斯学関係の書物をアトランダムにひもとくことによつて、容易に知られよう。すなわち、それらの書物(1)からは、人間存在の关系的存在としての在り様ようを浮き彫りにすること（あるいは、関係の在るべき姿を追求すること）に対して、斯学が、従来けつして怠惰ではなかつたことが、六親い知ら

れるに相違ない。

しかし、それにもかかわらず、昨今の倫理学における人間存在の關係的存在としての一面に對するアプロロシチガ、的確かつ十全である。と断じてよいものかどうか、躊躇せざるをえない。近来、斯学は、人間相互の關係を成り立たしめる基盤としての社会的な場に関する犀利な認識を欠いているように見受けられるからである。

人間相互の關係は、個々の人間の主体的か

つ自由な選択にのみ基づいて成立してゐるわけではない。

人間は、生まれながらにして、特定の社会的な場の中に置かれてゐる。特定の社会的な場に生まれ落ち、そこにおいて他者との関係

と嘗んでゆくのが、人間なのである。自分が生まれ落ちた社

会的場の枠を越えて、主体的かつ自由に、別

の社会的場に生きる人々とのあり方に関係を

形成してゆくこともけつして不可能ではない

けれども、その可能性が開かれるかどうかは

ひとえに、自身が生まれ落ちた社会的場と他の
 のそれとが、互いに他に対して開かれて
 いる。たえば、
 か否かという点にかかって
 いる。たえば、
 俗に国際化時代と称せられる現代にあつて、
 われわれは異人種・異民族・異国民とのあ
 り
 だに広く交流をもつことも可能であるが、土
 地に縛りつけられた中世ヨーロッパの農奴や、
 鎖国政策をとる幕府の支配下にあつた近世（
 江戸時代）の日本人にとつては、自国の枠を越
 え
 て人間関係を押し広げることなど、ほとん

望むべくも無い事柄であつた。
 こうした点に留意するならば、個々の人間
 による関係形成の営みが、個々人の主体的か
 つ自由な意志と選択にのみ基づいて可能にな
 っているとは、とらえてい考えられなひ。むしろ
 り、人間は、自身が生まれ落ちた社会的な場
 の在り様エラによつて制約されながら他者とのあ
 りたで関係を営んでおり、かりに関係形成が
 一見自由かつ主体的に行われてゐるかのよう
 に見えるとしても、その自由と主体性は、実

は、ある程度まで社会的に制約されてゐると考へるべきではないかと思われ。

以上のよゝな観点から、人間関係一般の現
 実的な様態、および、その理想的な存在方式に
 ついて思索さめぐらすとき、われわれは、当然、
 関係形成の基盤として機能する社会的な場
 について、その現状と在るべき姿とを問うてや
 かなければならぬ。

アリストテレスは、人倫的諸関係における
 善（人間の善）についての理論的知識を開陳

する。『ニコマコス倫理学』と、そうした善を
 実践する方法（『よい人間』となるための方法）やその
 実践を可能ならしめる社会的な場（^{ポリス}国家）に
 ついて論ずる。『政治学』とを一体化させて、人
 間に関することごもりの哲学として完成させよう
 という構想をもちていた。^{（ま）}アリストテレスのこの構想は、
 人倫的諸関係に関する考察は、人倫的諸関係
 の成立基盤である社会的な場（アリストテレ
 スの場合、それは^{ポリス}国家）にっいての考察を内
 含すべきであるという認識によつて買かれて

いるように思われる。

こゝに似た認識は、ヒトリアリスティスに

のみ固有な認識であつたわけではな^い。プ

トンが人間の正義はすぐれた国家にこそ存す

るといふ観点 (cf. POLITICA 434e) がら、すぐれ

た国家とはどのようなものかといふ点に関し

て詳細な論究を行つていふことや、あるいは、

儒教的思维が、徳にかなつた治政 (徳政・作

政)

のもとでこそ衆庶の幸福や良好な人間関

(徳政・作政の行われる国家においてこそ)

係が実現されることを強調していふ点など

勘案するならば、それは、洋の東西を問わず、
 人間の生き方や振舞い方 (Vita et mores) を探究
 する学に携わる多くの人々が、古くから共有
 してきた伝統的な認識であると言ってもよか
 る。

本稿は、昨今あまり顧みられなくなつた、
 こうした伝統的認識に立って、人倫的諸関係
 の成立基盤としての社会的な場について論究
 しようとするもののである。

人倫的諸関係を成立せしめる社会的な場と

看做しうるものとして、国家、村落共同体
 家（家族）等々があげられよう。本稿では、
 それらの中から、国家をとりあげ、それを論
 究の主たる対象とすることにした。たい。
 ただし、本稿は、国家一般にフいて論じよ
 うと企図しているわけではない。本稿におい
 ては、とくに、日本の古代国家を対象として、
 以下の諸問題を追究してみたいと思ふ。
 一、古代日本人にとって、国家とは何であ
 るのか。

二、古代日本人の国家観は、どのような特徴を
もっていったのか。

三、古代日本人にとって、国家において生きる
るといふことは、いかなる意味をもつ事
柄なしい事態であったのか。

二 時代設定

本稿の言う「日本の古代国家」とは、一日本

古代史上に現出したすべての国・国家を指すわけではない。それは、

古代の諸文献を通じて、中央集権的な統一国

家としての在り様や、国家の存在にフイルて明

確な認識をもった国民の存在存在を確認しうるこ

ころの古代律令制（古代天皇制）国家を指す。

したがって、本稿が論究の主たる対象とすべ

き時代は、古代律令制の確立期以後の時代で

なければならぬ。

周知のごとく、律令制の形成・確立の営みは、大化以後、強力に推進されたが、それが軌道に乗ったのは、壬申の乱を通じて中央の豪族たちの勢威が相対的に低下し、それに反比例するかのやうに皇権が興隆した天武朝のころからであった。律令制は、土地公有制と

(土地公民制)

基盤とする。土地公有制は、元明朝のころか

ら、逃亡農民の増大、開墾地の私有地化等によつて、次第にその実質を喪失してゆく。そ

聖武朝の

五月

して、
 聖武朝の
 天子十五(七四三)年に、
 いわゆる、墾田
 永世私財法^レが発せられたことによつて、土
 地公有制はなつかば有名無実化し、以後、土地
 私有主義に基づく荘園制が發展してゆく。土
 地公有制を基盤とする律令制は、墾田永世私
 財法^レの発令を機として形骸化しはじめ、律
 令、制、国、家、と、し、て、の、古、代、国、家、は、
 そのころから
 瓦解しはじめたと言えよう。

十全な形で

要するに、古代律令制国家がその実質を保
 持しつゝ存立しえたのは、長く見積つても、

大化以後聖武朝のころまでであったと解せられる。したがって、古代律令制国家にフリーで考察しようとする企図する本稿は、その間（大化以後聖武朝のころまで）の約百年の時代に論究の焦点をしばさなければならぬ。

ただし、本稿は、その約百年の枠を越える時代に言及しないわけではない。人間の思想は、特定の時代に唐突に生起するものではなく、歴史の流れの中で、過去の時代の思想によつて影響されながら生じてくるものである。

したがつて、ある時代の思想を追思しようとする
 企図する者は、当然、それ以前の時代の思想
 をも視野に収めなければならぬ。大化以後
 約百年間の時代を生きた古代日本人の思想を
 追思しようとする企図する際、本稿は、時として
 その百年間を遡った時代の思想とその動向に
 も言及しなくてはならないであろう。
 また、その百年間（約）の時代を考察するにあたり
 については、それ以後の時代に成立した諸文献を
 も参照する必要があるが生じてくるに相違ない。本

稿は、おそらく、それらの文献を媒介として、
 聖武朝以後の時代やそのころの思想にも論及
 するであろう。

なお、律令制国家としての古代国家を支え
 る諸思想が確立されたのは、天武・持統朝の
 ころであった。したがって、本稿は、大化以
 後
 約百年の時代の中でも、とりわけ天武・持統
 朝のころにフいて論ずることが多くなるもの
 と予想される。

三 研究の具体的方法と本稿の構成

以上に述べたような目的と時代設定のもとに展開される本稿の論究は、古代国家の支配機構や経済事情等（つまり古代国家の構造）を追究するものではありえない。本稿において、これは、古代国家、つまり古代律令制国家の存在、その住民である古代日本人が、個々の立場においてどのようなように受け取めていたかと

いう点、換言すれば、国家に対して個々の古
 代日本人がどういいう態度や思考を示しながら
 生きていたかといふ点を探りつつ、古代律令
 制国家における人間の「生」の意味を問うて
 ゆかなければならない。そのためには、次の
 ような視点が必要になつてくる。すなわち、
 国家は国家として、個人は個人として、それ
 ぞれ別個に論ずるのではなく、つねに国家と
 個人との関係を念頭に置きながら、両者の在
 り様を把握してゆこうといふ視点がそれであ
 る。

こうした視点に立つ場合には、個人と国家
 とを結びつけ両者間の関係を可能ならしめる
 紐帯に着目しなければならぬ。そうした紐
 帯として最も重要なものは、政治・言語・倫
 理の三つではないかと考えらる。なぜ
 なら、政治なくしては、個人々が国家の構成
 員として糾合されることはありえないであら
 うし、また、住民相互の意志の疎通を可能に
 する共通の言語や、諸々の行為の善悪に關す
 る住民間の共通の認識（倫理観）を欠く場合

には、国家は人間の結合体としての統一性を保持しえないからである。本稿では、とくにこれら三つの紐帯に着目し、国家と個人との関係を探ってゆく方法をとりたい。

こうした方法のもとに行われる本稿の論究は、次のように構成される。すなわち、本論を三篇に分け、各篇をそれぞれ、政治・言語・倫理にまつわる諸問題に

関する

考察に当てる。

各篇の主眼点と、各篇内部の構成は、おおむね以下の通りである。

第一篇の眼目は、アキツカミ思想が万世一系の思想と相俟つて、政権交替（王朝交替）を否認する、非革命の思想と形成していったこと、およびその、非革命の思想とが古代天皇制を根柢から支える政治思想として機能していった点を明らかにすることとあり、同篇ではそのための考察に第二章を当てた。

ただし、古代国家において鼓吹された政治

思想は、「非革命の思想」に限りて限られていたわけではなからぬ。古代文献は、当時、王権正当（統）化のための理論として大陸伝来の政治思想、とりわけ祥瑞思想がしばしば援用されたことを示唆している。祥瑞思想は、天命思想に随伴する思想である。したがって、古代国家の中に祥瑞思想が受容されていったということは、天命思想が受容されていったことと意味する。ところか、革命を承認する考えを内言する天命思想は、「非革命の思想」と相容れなからぬ。相容れな

ニニフの思想が、互いに齟齬をきたすことも
 なく両立しえたとは推測しにくい。天命思想
 は、他の中国思想とともに、比較的早い時期
 にわが国に移植されたと考えられるが、それ
 は、非革命の思想が形成・確立されてゆく
 過程において、次第にこの思想と両立しうる
 ような形に変容せしめられたりしたのではな
 かっただか、と推測しうる。第一篇では、非革
 命の思想について論ずるための予備的考察
 として、第一章において、この推測の当否を

検討する。

アキツカミ思想や万世一系の思想は、古代
 国家の貴族・官僚正統のあいだに浸透した。
 彼らは、それらの思想を受容するとき、天皇
 を頂点に置く統一国家としての日本国の存在
 を強く意識していたように見^(受)られる。同篇
 第三章において、こうした見方の当否を明
 らかにする正めに、古代日本人の国家意識の
 在り様^{よう}を、古代文獻にあらわれるいくつかの
 具体的事例を手がかりにして、考察する。

第二篇は、古代日本人のあいだで、ナシヨナ
 リズムの昂揚に伴って、母国語意識が確立された
 ことを明らかにし、かつ、その母国語意識が
 どのような思考（思想）に根ざしてゐるかとい
 う点を追究することとを目的とするものである。
 その目的を果すために、まず、第一章を、母国語意識
 とナシヨナリズムとの関係をめぐる比較論的
 かつ総合的な考察に當てる。つづく第二章で
 は、古代日本人の言霊思想の本質に迫る。
 さらに、第三章では、古代日本人の母国語意

識の基底に言霊思想が存すること、言い換えれば、古代日本人が言霊思想に依拠しつつ母国語意識を発揚しようとしていたことを明らかにしようとする企図する。

第一章は、第二篇全体のいわば序論的部分であり、第二章は第三章のための予備的考察である。また、同篇では、第二章・第三章の補足的部分として第四章を設け、そこで、国家（皇権）と倭歌の関係について論ずる。古代日本人の母国語意識が国家意識・ナニムナリ

ズムと密接に結びついていった点、および、彼
 うのあいだで倭歌が言霊を内在させる表現
 形式と目されていった点、さらには、彼らが倭
 歌全盛の時代を生き延びた点などを勘案する
 ならば、言霊思想に基づいて母国語意識を発
 揚するときに、彼らは、倭歌を母国語の代表的
 な捉え、^{〔表現形式〕} 母国（^{〔皇権〕} 国家）と倭歌とのあいだに密接
 なつながりを見出していったのではなか、
 と推測しうる。第四章では、この推測の当否
 を検討するところにも、古代における倭歌観変

遷の歴史を跡付ける。

第三篇の主題は、古代日本人の主要な倫理観を明らかなにするとともに、その倫理観に基づいて国家の中で生きることとかが彼らにとつていかなる事柄なにし事態を意味して来たかという点を追究することにある。

こうした主題のもとに、第一章では、古代日本人の「罪」観を探ることとを通して、その「罪」観の基底に存する二つの主要な倫理観について考察する。次に第二章では、古代国

家の政治過程において、その二つの倫理観の
 あいだに、時として相剋が生じたことを明ら
 かにし、さらに、第四章では、古代国家にお
 ける個人々の「生」の実態に触れながら、そ
 うした相剋が「まるところ、国家の意志と
 個人の意志との対立であり齟齬であつたこと
 を明確にしたいと思ふ。

国家の意志と個人の意志とのあいだに齟齬
 が生じ、しかもそれが古代日本人によつては
 っきりと自覚されていったことを明確にするた

めには、彼らが「我」を一個の自立した存在者として観ずる意識、すなわち、「個」の意識をもつていたことを明らかにしておかなければならない。それゆえ、第三篇では、第二章と第四章とのあいだに一章（第三章）を設け、古代日本人の「恋」意識を探ることを通して、彼らのあいだですでに「個」の意識が確立されていったことを明確にしてみたいと思う。

四 資料の選定

以上によつて、本稿の目的と具体的方法、
 および時代設定と構成についで述べ終えた。
 そこで、最後に、そつとした目的・方法等のも
 とに進められる本稿の以下の論究は、どのよ
 うな文献を中心資料とすべきかといつ
 点を明確にすることとを以て、序論をしめく
 くることにしたい。

大化以後約百年間（とりわけ天武・持統朝
 のころ）が考究の主たる対象となるわけであ
 るから、本稿がもっぱら依拠すべき資料は、
 当然、その約百年間について語る文献でなければなら
 ない。そうした文献の中で最も重要なものは、
[□]日本書紀[□]と[□]続日本紀[□]、および[□]萬葉集
[□]である。[□]日本書紀[□]と[□]続日本紀[□]は、古
 代国家の為政者たちの思想を採るための手が
 かりを提供してくれらるであらうし、また、[□]萬
 葉集[□]は、為政者たちばかりか、下層官僚や

律令国家の底辺にうごめく衆庶の思想や心情
 とも本稿の前に提示してくれらるものゝ予想さ
 れる。

ただし、本稿の考察は、しばしば、大化年
 代さかなり遡った時代にまで及ぶことがある。
 また、本稿は、場合によつては、神話をとも、
 考究の対象としなければならぬ。そうした
 場合には、『日本書紀』のみならず、『古事記』
 とも頻々と参照しなければならぬであらう。

それゆえ、本稿では、右三書に『古事

記^しを^を加えた四書^{しよ}を以て、論究^{ろんきゆう}を行^をうた^をめ^をの
中心資料とする必要がある。

『日本書紀』 『続日本紀』 『萬葉集』 『

古事記』を以て中心資料とするというこ^は、
もとより、これら四書以外の文献には融^とれな
いというこ^をを意味して^いるわけではない。

本稿は、必要に応じて、適宜、これら四書以
外の文献（たとえば、懐風藻^{わいふうそう} 『国土記』、祝
詞^{しよ}等々）に融^とれるであ^らうし、また、比較

論的な考察をすすめる場合には、中国や朝鮮、

あるいは、^{古今}ギリシア・ローマ等の海外の文献
 を資料としてとりあげることになるであらう。
 だが、それらの二次的かつ補足的資料を逐一
 ならべたてることは、煩瑣にわたるゆえにさ
 しひかえたい。

注

(1) たとえば、和辻哲郎『人間の学とし
 ての倫理学』(全集第九卷)、原富男『修
 成道徳論体系』、高橋進『人倫の理法』
 等参照。

(2) この点についての詳細は、山本光雄
 訳『政治学』(岩波文庫) 解説四四九
 ページ参照。

(3) 第二篇第四章注(20)——ミニペーシ—参照。

(4) もし古代日本人が「個」としての「我」と国家とを対置する意識を欠いていたらとすれば、彼らは、盲目的に国家の意志に服従したはずであり、その場合には、本稿が推測するような事態、すなわち、国家の意志と個人の意志が対立するといふような事態は起こりえなかつたと考えられる。それゆえ、そうした事態が起こることを立証するために、まず、古

代日本人が、明確な「個」の意識をもつていたことを立証しておく必要がある。

(5) 日本書紀（經）は、日本古典文学大系本（岩波）を、

続日本紀は、名著普及会刊「増補大國史」

所収の佐伯有義による校訂本を、萬葉集

は、塙書房本（本文篇）を、古事記は、国

史大系本を、それをれ用いた。なお、萬

葉集の訓読にあたり、新潮日本古典

集成本、小学館日本古典文学全集本を参

照し、また、古事記の訓読には、新潮古

照
し
た。
典集成本、岩波日本古典文学大系本を参